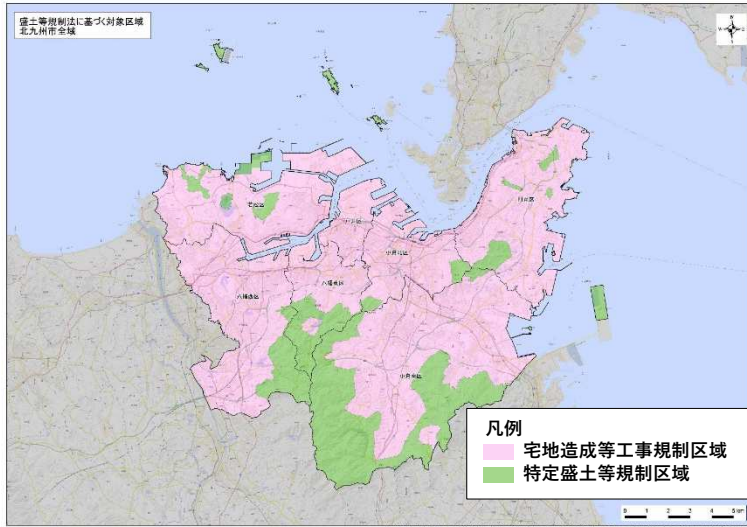


盛土規制法の運用を開始しました

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。北九州市では令和7年4月1日に対象となる区域を指定し、運用を開始しました。

■ 盛土規制法に基づく対象区域



北九州市全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に指定します。土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要です。

盛土規制法に基づく
対象区域図



地域情報ポータルサイト
「G-motty」



■ 盛土規制法の許可または届出の対象となる盛土等の規模

赤文字

宅地造成等工事規制区域内の許可対象
特定盛土等規制区域内の届出対象

青文字

特定盛土等規制区域内の許可対象

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

■ 運用開始時に行われている工事の届出について

運用開始日より前に工事に着手し、運用開始日以降も盛土等の工事を行う場合、**運用開始日から21日以内に法第21条第1項・第40条第1項に基づく届出**を行う必要があります。また、運用開始日までに未着手または許可申請中の工事は、新たに**盛土規制法の許可**が必要な場合がありますのでご注意ください。

北九州市の盛土規制法に関する情報は、ホームページに掲載しています。右のQRコードからアクセスいただき、ご確認ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/077_00012.html



<お問い合わせ>

北九州市都市戦略局計画部開発指導課
電話番号：093-582-2644